

地域公共交通確保維持改善事業実施要領 新旧対照表（令和3年2月16日改正）

改正案	現行	備考
<p>地域公共交通確保維持改善事業実施要領</p> <p>平成23年 4月 1日 国総計第 5号 国鉄財第 4号 国鉄業第 4号 国自旅第 20号 国海内第 8号 国空環第 5号 （中略）</p> <p><u>令和 3年 2月16日 国総地第 98号</u> <u>国鉄事第635号</u> <u>国自旅第408号</u> <u>国海内第209号</u> <u>国空事第1628号</u></p>	<p>地域公共交通確保維持改善事業実施要領</p> <p>平成23年 4月 1日 国総計第 5号 国鉄財第 4号 国鉄業第 4号 国自旅第 20号 国海内第 8号 国空環第 5号 （中略）</p>	
<p>1. 共通事項</p> <p>(1) 生活交通確保維持改善計画の策定について</p> <p>生活交通確保維持改善計画（以下「確保維持改善計画」という。）のうち、陸上交通の確保維持事業に係るものを策定する場合には、とりわけ当該事業が地域の様々なモードの交通に関係することから、当該事業に係る確保維持改善計画には、地域の生活交通の望ましいあり方から導き出される、地域において目指す地域間、地域内の生活交通ネットワークのあり方の考え方や方向性が明示されることが必要であるとともに、この考え方や方向性を前提として、本</p>	<p>1. 共通事項</p> <p>(1) 生活交通確保維持改善計画の策定について</p> <p>生活交通確保維持改善計画（以下「確保維持改善計画」という。）のうち、陸上交通の確保維持事業に係るものを策定する場合には、とりわけ当該事業が地域の様々なモードの交通に関係することから、当該事業に係る確保維持改善計画には、地域の生活交通の望ましいあり方から導き出される、地域において目指す地域間、地域内の生活交通ネットワークのあり方の考え方や方向性が明示されることが必要であるとともに、この考え方や方向性を前提として、本</p>	

改正案	現 行	備考
<p>事業により確保維持すべき生活交通の具体的内容が定められることが必要である。</p> <p>なお、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化法」という。）では、活性化法法定協議会（活性化法第6条第1項の協議会をいう。以下同じ。）を設置し、関係者による議論を経て、地方公共団体等が<u>地域公共交通計画</u>や<u>地域公共交通利便増進計画（以下「利便増進計画」という。）</u>等の法定の計画を策定した上で各種の取組みを進めていくこととしている。<u>地域公共交通計画</u>や<u>利便増進計画</u>等には、当該地域において目指す生活交通ネットワークのあり方の考え方や方向性、具体的な目標等が明記されることとなること、交付要綱において確保維持改善計画に記載する事項とされている事項のうち、<u>地域公共交通計画</u>や<u>利便増進計画</u>等に記載のあるものは、それを活用しつつ、不足する事項を追記又は記載した書類を添付することをもって、<u>地域公共交通計画</u>や<u>利便増進計画</u>等を交付要綱に定めた確保維持改善計画として取り扱う。</p>	<p>事業により確保維持すべき生活交通の具体的内容が定められることが必要である。</p> <p>なお、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化法」という。）では、活性化法法定協議会（活性化法第6条第1項の協議会をいう。以下同じ。）を設置し、関係者による議論を経て、地方公共団体等が<u>地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）</u>や<u>地域公共交通再編実施計画（以下「再編計画」という。）</u>等の法定の計画を策定した上で各種の取組みを進めていくこととしている。<u>形成計画</u>や<u>再編計画</u>等には、当該地域において目指す生活交通ネットワークのあり方の考え方や方向性、具体的な目標等が明記されることとなること、交付要綱において確保維持改善計画に記載する事項とされている事項のうち、<u>形成計画</u>や<u>再編計画</u>等に記載のあるものは、それを活用しつつ、不足する事項を追記又は記載した書類を添付することをもって、<u>形成計画</u>や<u>再編計画</u>等を交付要綱に定めた確保維持改善計画として取り扱う。</p>	
<p>(2) 協議会について</p> <p>交付要綱第3条第1項において協議会の構成員を定めているが、同項第4号に掲げる者については、例えば、道路管理者、利用者の代表、労働組合の代表などがこれに該当する。</p> <p>運営方法や設置要綱の策定等のそれ以外の協議会に関する事項については地域の实情に応じて協議会が定めることができる。したがって隣接する自治体合同での開催や設置要綱の策定の省略についても、それが協議会の構成員その他の地域の合意であれば認</p>	<p>(2) 協議会について</p> <p>交付要綱第3条第1項において協議会の構成員を定めているが、同項第4号に掲げる者については、例えば、道路管理者、利用者の代表、労働組合の代表などがこれに該当する。</p> <p>運営方法や設置要綱の策定等のそれ以外の協議会に関する事項については地域の实情に応じて協議会が定めることができる。したがって隣接する自治体合同での開催や設置要綱の策定の省略についても、それが協議会の構成員その他の地域の合意であれば認</p>	

改正案	現 行	備考
<p>められる。</p> <p>また、協議会については、計画策定のために新たに設置する必要はなく、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第15条の4第2号に基づく地域協議会等についても、必須となる構成員を新たに協議会の構成員として加えること等により、交付要綱に定める協議会とすることもできる。この場合において、設置要綱を改正する等の形式にこだわることなく、既存の協議会の場に、確保維持改善計画の策定に必須となる関係者が実質的に参加していればよい（ただし、交付要綱に特別の定めがある場合にあっては、この限りでない。）。</p> <p>さらに、都道府県単位で一つの協議会を設け、その下に市町村単位又は輸送機関単位、確保維持事業とバリア解消促進等事業といった事業単位の分科会を設置する等によって協議会の集約化を図ることもよい。</p> <p>なお、当該地域において活性化法法定協議会を設置する場合には、当初から、確保維持改善計画の策定に必要な者により構成するものとし、地域公共交通計画や利便増進計画等に係る議論と地域公共交通確保維持改善事業の実施に係る議論は一体的に行われ、これらの計画を推進し、地域公共交通ネットワークを再構築するため、効果的な支援が行われるようにすべきものであることにも留意する必要がある。</p>	<p>められる。</p> <p>また、協議会については、計画策定のために新たに設置する必要はなく、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第15条の4第2号に基づく地域協議会等についても、必須となる構成員を新たに協議会の構成員として加えること等により、交付要綱に定める協議会とすることもできる。この場合において、設置要綱を改正する等の形式にこだわることなく、既存の協議会の場に、確保維持改善計画の策定に必須となる関係者が実質的に参加していればよい（ただし、交付要綱に特別の定めがある場合にあっては、この限りでない。）。</p> <p>さらに、都道府県単位で一つの協議会を設け、その下に市町村単位又は輸送機関単位、確保維持事業とバリア解消促進等事業といった事業単位の分科会を設置する等によって協議会の集約化を図ることもよい。</p> <p>なお、当該地域において活性化法法定協議会を設置する場合には、当初から、確保維持改善計画の策定に必要な者により構成するものとし、形成計画や再編計画等に係る議論と地域公共交通確保維持改善事業の実施に係る議論は一体的に行われ、これらの計画を推進し、地域公共交通ネットワークを再構築するため、効果的な支援が行われるようにすべきものであることにも留意する必要がある。</p>	
<p>2. 地域公共交通確保維持事業について</p> <p>(1) 陸上交通に係る確保維持事業</p> <p>① (略)</p> <p>②利便増進計画に係る補助対象事業の基準の特例を受けようとする</p>	<p>2. 地域公共交通確保維持事業について</p> <p>(1) 陸上交通に係る確保維持事業</p> <p>① (略)</p> <p>②再編計画に係る補助対象事業の基準の特例を受けようとする場合</p>	

改正案	現行	備考
<p>場合の確保維持改善計画の記載事項の省略について</p> <p>ア. ～イ. (略)</p> <p>③確保維持改善計画の認定申請日等</p> <p>ア. 申請日</p> <p>交付要綱第8条第2項(第18条において準用する場合を含む。)に規定する確保維持改善計画を同項の期限までに提出しないことについて合理的な理由があるとして大臣が認める場合は次の1)～4)に掲げる場合とし、大臣が指定する日はそれぞれに規定する日とする。</p> <p>1) 利便増進計画に係る補助対象事業の基準の特例を受けようとする場合</p> <p>利便増進計画に係る補助対象事業の基準の特例(以下「利便増進特例」という。)の適用を初めて受けて補助金の交付を受けようとする会計年度(以下③において「初年度」という。)にあつては、適用開始月の前月10日とし、利便増進特例に係る2年目以降の会計年度においては、各会計年度の前年度の6月30日とする。ただし、初年度の利便増進特例の適用開始月が8月又は9月であつて、当該特例に係る認定申請日が2年目に係る認定申請期限を過ぎている場合にあつては、2年目に限り、1年目の認定申請と同時とする。</p> <p>2)～4) (略)</p> <p>イ. 認定を行う日</p> <p>ア. の申請に対する認定を行う日として交付要綱第10条第1項(第18条において準用する場合を含む。)に規定する大臣が別</p>	<p>の確保維持改善計画の記載事項の省略について</p> <p>ア. ～イ. (略)</p> <p>③確保維持改善計画の認定申請日等</p> <p>ア. 申請日</p> <p>交付要綱第8条第2項(第18条において準用する場合を含む。)に規定する確保維持改善計画を同項の期限までに提出しないことについて合理的な理由があるとして大臣が認める場合は次の1)～4)に掲げる場合とし、大臣が指定する日はそれぞれに規定する日とする。</p> <p>1) 再編計画に係る補助対象事業の基準の特例を受けようとする場合</p> <p>再編計画に係る補助対象事業の基準の特例(以下「再編特例」という。)の適用を初めて受けて補助金の交付を受けようとする会計年度(以下③において「初年度」という。)にあつては、適用開始月の前月10日とし、再編特例に係る2年目以降の会計年度においては、各会計年度の前年度の6月30日とする。ただし、初年度の再編特例の適用開始月が8月又は9月であつて、当該特例に係る認定申請日が2年目に係る認定申請期限を過ぎている場合にあつては、2年目に限り、1年目の認定申請と同時とする。</p> <p>2)～4) (略)</p> <p>イ. 認定を行う日</p> <p>ア. の申請に対する認定を行う日として交付要綱第10条第1項(第18条において準用する場合を含む。)に規定する大臣が別</p>	

改正案	現 行	備考
<p>途指定する日は、次の 1) 又は 2) に掲げる場合ごとにそれぞれに規定する日までとする。</p> <p>1) ア. 1) の場合 <u>利便増進特例</u>の適用開始月の前月末（初年度の<u>利便増進特例</u>の適用開始月が 8 月又は 9 月である場合の 2 年目にあつては、2 年目の補助対象期間の開始前）</p> <p>2) （略）</p> <p>④協議会について ア. ～イ. （略） ウ. 活性化法定協議会が補助対象事業者となる場合の取扱いについて</p> <p>1) 活性化法に基づく法定計画の取扱いについて 活性化法定協議会が補助対象事業者となる場合については、当該協議会における協議を経て、当該協議会の構成員である地方公共団体が<u>地域公共交通計画</u>を策定し、当該計画に基づく取組を行っていることを前提とする。</p> <p>2) （略）</p> <p>⑤企画競争その他これに準ずる競争性のある方法による運送予定者の選定について 確保維持改善計画策定に伴い運送予定者を選定するに当たっては、企画競争その他これに準ずる競争性のある方法により行わねばならないことを交付要綱第 7 条第 3 項（第 18 条において準用する場合を含む。）において定めている。これは、事業者選定に当</p>	<p>途指定する日は、次の 1) 又は 2) に掲げる場合ごとにそれぞれに規定する日までとする。</p> <p>1) ア. 1) の場合 <u>再編特例</u>の適用開始月の前月末（初年度の<u>再編特例</u>の適用開始月が 8 月又は 9 月である場合の 2 年目にあつては、2 年目の補助対象期間の開始前）</p> <p>2) （略）</p> <p>④協議会について ア. ～イ. （略） ウ. 活性化法定協議会が補助対象事業者となる場合の取扱いについて</p> <p>1) 活性化法に基づく法定計画の取扱いについて 活性化法定協議会が補助対象事業者となる場合については、当該協議会における協議を経て、当該協議会の構成員である地方公共団体が<u>形成計画</u>を策定し、当該計画に基づく取組を行っていることを前提とする。</p> <p>2) （略）</p> <p>⑤企画競争その他これに準ずる競争性のある方法による運送予定者の選定について 確保維持改善計画策定に伴い運送予定者を選定するに当たっては、企画競争その他これに準ずる競争性のある方法により行わねばならないことを交付要綱第 7 条第 3 項（第 18 条において準用する場合を含む。）において定めている。これは、事業者選定に当</p>	

改正案	現 行	備考
<p>たつては、価格だけでなく、サービスの品質や地域のニーズに沿った運行、安全性の確保などを総合的に考慮して、企画競争等により選定し、選定の意思決定について不透明な行為を抑止し、地域への説明責任を果たすことを目的とするものであって、その選定方法については企画競争に限定するものではない。</p> <p>また、地方部などにおいては見込まれる運送予定事業者が1者である場合もありうるが、そのような場合においても、HP掲載により一定期間公募を行う等競争性のある手続きを実施する必要がある。</p> <p>なお、<u>利便増進計画</u>には<u>地域公共交通利便増進事業</u>（以下「<u>利便増進事業</u>」という。）の実施主体を記載することとされており、確保維持改善計画の策定段階においては運送予定者を選定済みであることも考えられる。このため、この場合については、交付要綱第7条第3項に規定する「これに抛りがたい事情」に該当するものとし、<u>利便増進計画</u>に実施主体として記載された者を運送予定者として記載することができるものとする。</p> <p>⑥ （略）</p> <p>⑦地域間幹線系統確保維持費国庫補助金等における輸送量の算出等について</p> <p>ア. ～イ. （略）</p> <p>ウ. 運行回数及び運行日数について</p> <p>1) 様式第1-1～4に添付する「表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統</p>	<p>たつては、価格だけでなく、サービスの品質や地域のニーズに沿った運行、安全性の確保などを総合的に考慮して、企画競争等により選定し、選定の意思決定について不透明な行為を抑止し、地域への説明責任を果たすことを目的とするものであって、その選定方法については企画競争に限定するものではない。</p> <p>また、地方部などにおいては見込まれる運送予定事業者が1者である場合もありうるが、そのような場合においても、HP掲載により一定期間公募を行う等競争性のある手続きを実施する必要がある。</p> <p>なお、<u>再編計画</u>には<u>地域公共交通再編事業</u>（以下「<u>再編事業</u>」という。）の実施主体を記載することとされており、確保維持改善計画の策定段階においては運送予定者を選定済みであることも考えられる。このため、この場合については、交付要綱第7条第3項に規定する「これに抛りがたい事情」に該当するものとし、<u>再編計画</u>に実施主体として記載された者を運送予定者として記載することができるものとする。</p> <p>⑥ （略）</p> <p>⑦地域間幹線系統確保維持費国庫補助金等における輸送量の算出等について</p> <p>ア. ～イ. （略）</p> <p>ウ. 運行回数及び運行日数について</p> <p>1) 様式第1-1～4に添付する「表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統</p>	

改正案	現 行	備考
<p>用)」の記載について</p> <p>a. (略)</p> <p>b. 計画運行回数について 補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、1日当り計画運行回数又は平日1日<u>当たり</u>計画運行回数のいずれかを()内に記載する。</p> <p>2) ~ 3) (略)</p> <p>エ. <u>利便増進特例</u>について</p> <p>1) <u>利便増進特例</u>が適用される運行系統について 交付要綱第6条第2項の「<u>利便増進計画</u>に地域間幹線系統と位置付けられた系統」(第20条第2項の規定による補助対象事業の基準の特例を受けようとする場合について同じ。)とは、認定を受けた<u>利便増進計画</u>に<u>活性化法第2条第13号イの事業(形状等の変更を伴わないものを除く。)</u>、<u>活性化法第2条第13号ロの事業又は活性化法第2条第13号ハの事業のいずれかに該当する事業</u>の内容となるものとして位置付けられたものであって、少なくともその起点又は終点のいずれか(ゾーンバス化により特例措置の適用を受けようとする場合にあっては、乗継拠点)が<u>利便増進計画</u>の区域内に存する系統とする。</p> <p>2) <u>利便増進特例</u>を受けようとする場合の取り扱いについて 主系統と、主系統以外の運行系統であって上記⑥ア. 又はイ.</p>	<p>用)」の記載について</p> <p>a. (略)</p> <p>b. 計画運行回数について 補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、1日当り計画運行回数又は平日1日<u>当り</u>計画運行回数のいずれかを()内に記載する。</p> <p>2) ~ 3) (略)</p> <p>エ. <u>再編特例</u>について</p> <p>1) <u>再編特例</u>が適用される運行系統について 交付要綱第6条第2項の「<u>再編計画</u>に地域間幹線系統と位置付けられた系統」(第20条第2項の規定による補助対象事業の基準の特例を受けようとする場合について同じ。)とは、認定を受けた<u>再編計画</u>に<u>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則(平成19年国土交通省令第80号。以下、「規則」という。)</u>第9条の2第1号の事業(形状等の変更を伴わないものを除く。)、<u>規則第9条の2第2号の事業又は規則第9条の2第3号の事業のいずれかに該当する事業</u>の内容となるものとして位置付けられたものであって、少なくともその起点又は終点のいずれか(ゾーンバス化により特例措置の適用を受けようとする場合にあっては、乗継拠点)が<u>再編計画</u>の区域内に存する系統とする。</p> <p>2) <u>再編特例</u>を受けようとする場合の取り扱いについて 主系統と、主系統以外の運行系統であって上記⑥ア. 又はイ.</p>	

改正案	現 行	備考
<p>の基準を満たす運行系統（以下「他系統」という。）がある場合であって、次の a. ～ c. に掲げる場合においては、それぞれに規定する取り扱いとする。</p> <p>なお、他系統を主系統と同一の補助対象系統として取り扱わない場合においては、主系統と他系統のそれぞれについて、利便増進特例の適用有無に応じて、交付要綱第 6 条第 1 項又は同条第 2 項の規定により補助対象経費を算出するものとする。</p> <p>a. 主系統と他系統のそれぞれについて活性化法第 2 条第 1 3 号イからハの事業のいずれかに該当し、他系統を主系統と同一の補助対象系統として取り扱う場合</p> <p>主系統を利便増進特例として交付要綱第 6 条第 2 項の規定により補助対象経費を算定するものとする。</p> <p>b. 主系統のみについて活性化法第 2 条第 1 3 号イからハの事業のいずれかに該当し、他系統を主系統と同一の補助対象系統として取り扱う場合主系統を交付要綱第 6 条第 1 項の規定により補助対象経費を算定するものとする。</p> <p>なお、主系統のみについて活性化法第 2 条第 1 3 号イからハの事業のいずれかに該当し、他系統を主系統と同一の補助対象系統として取り扱わない場合は、主系統のみ利便増進特例として交付要綱第 6 条第 2 項の規定により補助対象経費を算定することとなる。</p> <p>c. 他系統のみについて活性化法第 2 条第 1 3 号イからハの事業のいずれかに該当し、他系統を主系統と同一の補助対象系</p>	<p>の基準を満たす運行系統（以下「他系統」という。）がある場合であって、次の a. ～ c. に掲げる場合においては、それぞれに規定する取り扱いとする。</p> <p>なお、他系統を主系統と同一の補助対象系統として取り扱わない場合においては、主系統と他系統のそれぞれについて、再編特例の適用有無に応じて、交付要綱第 6 条第 1 項又は同条第 2 項の規定により補助対象経費を算出するものとする。</p> <p>a. 主系統と他系統のそれぞれについて規則第 9 条の 2 第 1 号から第 3 号の事業のいずれかに該当し、他系統を主系統と同一の補助対象系統として取り扱う場合</p> <p>主系統を再編特例として交付要綱第 6 条第 2 項の規定により補助対象経費を算定するものとする。</p> <p>b. 主系統のみについて規則第 9 条の 2 第 1 号から第 3 号の事業のいずれかに該当し、他系統を主系統と同一の補助対象系統として取り扱う場合主系統を交付要綱第 6 条第 1 項の規定により補助対象経費を算定するものとする。</p> <p>なお、主系統のみについて規則第 9 条の 2 第 1 号から第 3 号の事業のいずれかに該当し、他系統を主系統と同一の補助対象系統として取り扱わない場合は、主系統のみ再編特例として交付要綱第 6 条第 2 項の規定により補助対象経費を算定することとなる。</p> <p>c. 他系統のみについて規則第 9 条の 2 第 1 号から第 3 号の事業のいずれかに該当し、他系統を主系統と同一の補助対象系</p>	

改正案	現 行	備考
<p>統として取り扱う場合 主系統を交付要綱第6条第1項の規定により補助対象経費を算定するものとする。</p> <p>オ. ～キ. (略)</p> <p>⑧～⑬ (略)</p> <p>⑭地方運輸局長等による交通不便地域指定の取扱いについて 市町村協議会等からの申請に基づく地方運輸局長等による交通不便地域の指定については、当初の指定以降に交通不便地域エリアの拡大・縮小などの変更がない限り、平成28事業年度末まで、継続して指定されたものとみなすこととする。 平成29事業年度以降については、5事業年度を1つの単位として、上記と同様に取り扱うこととし、市町村協議会等は、引き続き交通不便地域の指定が必要な場合、再度、交通不便地域指定の申請を行い、地方運輸局長等による交通不便地域の指定を受けるとする。 なお、地方運輸局長等は、適宜、指定した交通不便地域の状況を調査し、明らかに交通不便地域の状況が改善され、その後の継続指定の必要がないと判断される場合には、速やかに当該交通不便地域の指定を解除することとする。</p> <p>注：地域内フィーダー系統に係る確保維持改善計画申請において、交通不便地域の補助対象人口は、毎年度、必ず記載することとし、確保維持改善計画を申請する年度の前年度の3月末現在の人口を住</p>	<p>統として取り扱う場合 主系統を交付要綱第6条第1項の規定により補助対象経費を算定するものとする。</p> <p>オ. ～キ. (略)</p> <p>⑧～⑬ (略)</p> <p>⑭地方運輸局長等による交通不便地域指定の取扱いについて 市町村協議会等からの申請に基づく地方運輸局長等による交通不便地域の指定については、当初の指定以降に交通不便地域エリアの拡大・縮小などの変更がない限り、平成28事業年度末まで、継続して指定されたものとみなすこととする。 平成29事業年度以降については、5事業年度を1つの単位として、上記と同様に取り扱うこととし、市町村協議会等は、引き続き交通不便地域の指定が必要な場合、再度、交通不便地域指定の申請を行い、地方運輸局長等による交通不便地域の指定を受けるとする。 なお、地方運輸局長等は、適宜、指定した交通不便地域の状況を調査し、明らかに交通不便地域の状況が改善され、その後の継続指定の必要がないと判断される場合には、速やかに当該交通不便地域の指定を解除することとする。</p> <p>注：地域内フィーダー系統に係る確保維持改善計画申請において、交通不便地域の補助対象人口は、毎年度、必ず記載することとし、確保維持改善計画を申請する年度の前年度の3月末現在の人口を住</p>	

改正案	現行	備考
<p>民基本台帳から算出<u>するものとする</u>。</p> <p>⑮～⑰ (略)</p>	<p>民基本台帳から算出<u>されたい</u>。</p> <p>⑮～⑰ (略)</p>	
<p>4. 地域公共交通調査事業について</p> <p>(1) <u>地域公共交通計画</u>策定事業</p> <p>①補助対象となる調査</p> <p><u>活性化法定協議会が策定する地域公共交通計画</u>の策定調査が補助対象となる。</p> <p>② (略)</p> <p>③計画の見直しのための調査</p> <p>地域のニーズに対応して<u>地域公共交通計画</u>を改善する等の計画見直しのための調査についても補助の対象となる。しかしながら、新規計画を策定するための調査等については、調査実施の緊急性、必要性和高いと認められることから、過去に地域公共交通調査事業(計画策定事業に限る。)の補助を受けた<u>活性化法定協議会</u>が行う調査に優先する。</p>	<p>4. 地域公共交通調査事業について</p> <p>(1) <u>計画</u>策定事業</p> <p>①補助対象となる調査</p> <p><u>協議会又は地方公共団体が策定する地域の公共交通の確保維持改善に係る計画(再編計画を除く。)</u>の策定調査が補助対象となる。</p> <p>② (略)</p> <p>③計画の見直しのための調査</p> <p>地域のニーズに対応して<u>確保維持改善計画</u>を改善する等の計画見直しのための調査についても補助の対象となる。しかしながら、<u>新たな交通サービスの実現に資する</u>新規計画を策定するための調査等については、調査実施の緊急性、必要性和高いと認められることから、過去に地域公共交通調査事業(計画策定事業に限る。)の補助を受けた<u>協議会</u>が行う調査に優先する。</p>	
<p>(2) <u>地域公共交通計画</u>推進事業</p> <p>① (略)</p> <p>②計画の達成状況等の評価に係る事業</p> <p>交付要綱別表25に定める補助対象経費のうち、計画の達成状況等の評価にかかる事業については、以下のとおりとする。</p> <p>ア. 効果検証のためのOD調査や満足度調査等のフォローアップ調査費</p>	<p>(2) <u>計画</u>推進事業</p> <p>① (略)</p> <p>②計画の達成状況等の評価に係る事業</p> <p>交付要綱別表25に定める補助対象経費のうち、計画の達成状況等の評価にかかる事業については、以下のとおりとする。</p> <p>ア. 効果検証のためのOD調査や満足度調査等のフォローアップ調査費</p>	

改正案	現 行	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>地域公共交通計画</u>に定められている目標等の効果検証のための調査に要する経費 イ. (略) ③ (略) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>地域公共交通網形成計画</u>に定められている目標等の効果検証のための調査に要する経費 イ. (略) ③ (略) 	
(3) ~ (4) (略)	(3) ~ (4) (略)	
<p>5. <u>地域公共交通利便増進事業</u></p> <p>(1) <u>利便増進計画</u>策定事業</p> <p>①補助対象となる調査</p> <p><u>地域公共交通計画</u>に<u>利便増進事業</u>に関する事項が定められた場合(定めようとしている場合を含む。)において、<u>利便増進計画</u>の策定調査が補助対象となる。</p> <p>②補助金の交付申請等に係る手続き</p> <p>交付要綱第132条の規定により準用する第108条の補助金の交付の申請を行う際においては、①に定める<u>地域公共交通計画</u>における<u>地域公共交通利便増進事業</u>に関する事項が定められていることが前提であることを原則とし、<u>地域公共交通計画</u>の写しを添付するものとするが、既に策定されている<u>地域公共交通計画</u>においてこれから当該事項を定めようとしている又はこれから当該事項を定めた<u>地域公共交通計画</u>を策定する場合は、申請を行う時点で想定している<u>地域公共交通計画</u>の変更又は策定のスケジュール等が明らかであることが必要である。</p> <p>③実証運行の取扱い</p>	<p>5. <u>地域公共交通再編推進事業</u></p> <p>(1) <u>再編計画</u>策定事業</p> <p>①補助対象となる調査</p> <p><u>形成計画</u>に<u>再編事業</u>に関する事項が定められた場合(定めようとしている場合を含む。)において、<u>再編計画</u>の策定調査が補助対象となる。</p> <p>②補助金の交付申請等に係る手続き</p> <p>交付要綱第132条の規定により準用する第108条の補助金の交付の申請を行う際においては、①に定める<u>形成計画</u>における<u>地域公共交通再編事業</u>に関する事項が定められていることが前提であることを原則とし、<u>形成計画</u>の写しを添付するものとするが、既に策定されている<u>形成計画</u>においてこれから当該事項を定めようとしている又はこれから当該事項を定めた<u>形成計画</u>を策定する場合は、申請を行う時点で想定している<u>形成計画</u>の変更又は策定のスケジュール等が明らかであることが必要である。</p> <p>③実証運行の取扱い</p>	

改正案	現 行	備考
<p>4. (1) ②の規定は、利便増進計画策定事業において準用する。</p>	<p>4. (1) ②の規定は、再編計画策定事業において準用する。</p>	
<p>(2) 利便増進計画推進事業</p> <p>4. (2)の規定は、利便増進計画推進事業において準用する。この場合において、4. (2) ①及び②中「別表25」とあるのは「別表26」と読み替えるものとする。</p>	<p>(2) 再編計画推進事業</p> <p>4. (2)の規定は、再編計画推進事業において準用する。この場合において、4. (2) ①及び②中「別表25」とあるのは「別表26」と読み替えるものとする。</p>	
<p>(3) 補助対象事業の内容の軽微な変更に係る取扱いについて</p> <p>4. (3)の規定は、地域公共交通利便増進事業において準用する。この場合において、「第110条第2項(第126条の規定により準用する場合を含む。)」とあるのは「第129条及び第132条において準用する第110条第2項」と、「調査等様式第1から第2」とあるのは「調査等様式第3から第4」と読み替えるものとする。</p>	<p>(3) 補助対象事業の内容の軽微な変更に係る取扱いについて</p> <p>4. (3)の規定は、地域公共交通再編推進事業において準用する。この場合において、「第110条第2項(第126条の規定により準用する場合を含む。)」とあるのは「第129条及び第132条において準用する第110条第2項」と、「調査等様式第1から第2」とあるのは「調査等様式第3から第4」と読み替えるものとする。</p>	
<p>6. (略)</p>	<p>6. (略)</p>	
<p>7. 事業評価について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 利便増進計画に基づく事業に係る評価について</p> <p>利便増進計画に基づいて実施される事業(交付要綱の規定により補助対象事業の基準の特例等の適用を受けている事業をいう。)については、(1)の規定にかかわらず、地域公共交通計画及び利便増進計画に係る評価をもって、(1)に掲げる評価に代えることができる。</p>	<p>7. 事業評価について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 再編計画に基づく事業に係る評価について</p> <p>再編計画に基づいて実施される事業(交付要綱の規定により補助対象事業の基準の特例等の適用を受けている事業をいう。)については、(1)の規定にかかわらず、形成計画及び再編計画に係る評価をもって、(1)に掲げる評価に代えることができる。</p>	
<p>附 則 (令和3年2月16日 国総地第98号、国鉄事第635号、国自旅第408号、国海内第209号、国空事第1628号)</p>	<p>(新設)</p> <p>※便宜上、下記は過去の補正予算との比較</p>	

改正案	現 行	備考
<p>1. 施行期日 この要領の改正は、令和<u>2</u>年度第<u>三</u>次補正予算から施行する。</p> <p>2. <u>ポスト・コロナ時代地域公共交通活性化・継続</u>事業 交付要綱附則別表1（令和3年2月16日改正附則第2条及び第5条第2項関連）に規定する<u>一般乗合旅客自動運送事業者及び要綱第26条第2項に定める離島航路事業及び同条第3項において離島航路事業とみなすこととされている事業を営む者への</u>補助金（同表に定める実証運行に要する経費に限る。）の交付については、近年における営業収支<u>及び資金繰りの状況</u>、直近の決算における自己資本比率、関連事業の状況等に応じた優先採択を行うものとする。</p> <p>3. <u>地域公共交通活性化・継続計画</u> <u>交付要綱附則（令和3年2月16日）第4条の別に定める事項は、以下の通りとする。</u></p> <p><u>（1）公共交通のデジタル化・システム化の取組</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>AI・ICT等を活用したデジタル技術の活用に関する事項</u> ・<u>地域の公共交通事業者等における交通情報のデータ化のためのシステム整備に関する事項</u> ・<u>その他公共交通のデジタル化・システム化に関する事項</u> <p><u>（2）感染症拡大防止対策の取組</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>業種別ガイドラインに則した感染症拡大防止対策の取組に関する事項</u> 	<p>1. 施行期日 この要領の改正は、令和<u>元</u>年度第<u>一</u>次補正予算から施行する。</p> <p>2. <u>地域公共交通感染症拡大防止対策</u>事業 交付要綱附則別表1（令和<u>2</u>年<u>7</u>月<u>1</u>日改正附則第2条及び第4条第2項関連）に規定する<u>一般乗合旅客自動運送事業者への</u>補助金（同表に定める実証運行に要する経費に限る。）の交付については、近年における営業収支、直近の決算における自己資本比率、関連事業の状況等に応じた優先採択を行うものとする。</p> <p><u>（新設）</u></p>	

改正案	現 行	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>新技術の活用による感染症拡大防止対策に関する事項</u> ・ <u>その他感染症拡大防止対策に関する事項</u> ・ <u>安全性の周知に関する事項</u> (3) <u>事業の活性化・継続に資する新たな取組</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>観光需要の積極的な取り込みに関する事項</u> ・ <u>路線やダイヤの見直し等利用者利便の増進に関する事項</u> ・ <u>貨客混載に関する事項</u> ・ <u>その他の事業活性化・継続に資する事項</u> (4) <u>地方自治体との連携に関する取組</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通計画（今後策定するものを含む。）における位置づけに関する事項</u> ・ <u>事業の継続に係る地方自治体からの支援に関する事項</u> ・ <u>地域と連携した公共交通の利用促進に関する事項</u> ・ <u>その他地方自治体との連携に関する事項</u> (5) <u>その他公共交通の事業の持続性の確保に向けた収支の改善を図る取組</u> <p>4. <u>交付決定の変更の軽微な変更</u></p> <p><u>交付要綱附則（令和3年2月16日）第9条に定める軽微な変更は、以下の通りとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>補助対象事業の種別・名称、補助対象設備、補助対象経費及び補助金額の変更が生じない場合であって、交付決定通知書別紙に記載された「補助対象事業の着手及び完了予定日」に変更を生ずる場合。</u> ・ <u>公共交通のデジタル化・システム化に要する費用、感染症拡</u> 	<p>(新設)</p>	

改正案	現行	備考
<p><u>大防止対策のための設備等の導入等に要する費用の各費用内における流用をしようとするとき。</u></p> <p><u>5. 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金</u></p> <p><u>交付要綱附則第22条の規定は、令和2年10月1日時点を基準とする。</u></p> <p><u>6. 経過措置</u></p> <p>交付要綱附則（令和3年2月16日）第<u>23</u>条第1項による補助を受けた被災地域鉄道路線代替輸送事業の完了後において、引き続き当該事業に係る鉄軌道の運行が休止していることに伴い、これに代わる通学又は通勤等の移動手段を確保するため運行する地域内フィーダー系統については、以下のとおり取り扱う。</p> <p>（1）交付要綱第18条において準用する第8条第2項に規定する確保維持改善計画を同項の期限までに提出しないことについて合理的な理由があるとして大臣が認める場合とし、大臣が指定する日は令和<u>3</u>年3月10日とする。</p> <p>（2）交付要綱第18条において準用する第10条第1項に規定する大臣が別途指定する日は、令和<u>3</u>年3月31日とする。</p> <p>（3）交付要綱別表7に規定する補助対象事業の基準二及びへについては、適用しないものとする。</p> <p><u>7. 新型コロナウイルス感染症の影響による地域内フィーダー系統に係る補助金交付申請の取り扱いについて</u></p>	<p><u>2. 経過措置</u></p> <p>交付要綱附則（令和<u>2</u>年<u>2</u>月<u>5</u>日）第<u>3</u>条第1項による補助を受けた被災地域鉄道路線代替輸送事業の完了後において、引き続き当該事業に係る鉄軌道の運行が休止していることに伴い、これに代わる通学又は通勤等の移動手段を確保するため運行する地域内フィーダー系統については、以下のとおり取り扱う。</p> <p>（1）交付要綱第18条において準用する第8条第2項に規定する確保維持改善計画を同項の期限までに提出しないことについて合理的な理由があるとして大臣が認める場合とし、大臣が指定する日は令和<u>2</u>年3月10日とする。</p> <p>（2）交付要綱第18条において準用する第10条第1項に規定する大臣が別途指定する日は、令和<u>2</u>年3月31日とする。</p> <p>（3）交付要綱別表7に規定する補助対象事業の基準二及びへについては、適用しないものとする。</p> <p>(新設)</p>	

改正案	現 行	備考
<u>新型コロナウイルス感染症の影響により輸送人員が減少したこと等により、計画運行回数と実績運行回数に著しく乖離が生じた場合においても、2. (1) ⑬ア及びイの規定は適用しないものとする。</u>		